

平成30年度版

自転車安全整備技能検定

学科試験問題集

公益財団法人 日本交通管理技術協会

平成30年度 A 問題

問題は、問1から問50まであります。各問とも解答は、正しいものには、マークシートの「○」の箇所、誤っているものには、「×」の箇所を、HBの黒鉛筆または、シャープペンシルで塗りつぶすこと。

問1 TSマーク付帯保険の傷害保険、賠償責任保険の支払いについて、盗んだ自転車等、正当な権利を持たない自転車に搭乗している間に起きた事故は、支払い対象にならないが、道路以外の場所での競技・興行(練習を含む)のための自転車に搭乗している間に起きた事故は、支払い対象になる。

問2 部品の取付け点検・整備方法として、各部のねじ部の緩みについては、自転車の前車輪を約20cm持ち上げ、落下したときの金属音により、各ねじ部の緩みを丁寧に点検し、ねじの緩んだ箇所の増し締めを行い、整備する。

問3 自転車は、道路を横断しようとするとき、近くに自転車横断帯がなく、横断歩道がある場合は、自転車に乗って横断歩道をわたることができる。

問4 普通自転車の車体の構造を確認する場合、サドル数が2以上ないこと、側車を付していないことを目視すれば足り、サドル座面の長さについては確認する必要がない。

問5 自転車安全整備店は、点検整備済みTSマークを取り扱うことができる自転車店として、公益財団法人日本交通管理技術協会の登録を受けた自転車店で、登録を受けた日から3年を経過するごとに登録を更新しなければならない。

問6 夜間自転車のライト(前照灯)を点灯して走行するのは、自分の進行方向を照らすためだけでなく、他の人や車両等に自転車が走っていることを知らせるためのものでもある。

問7 自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たっては、当該自転車の取扱方法、定期的な点検の必要性等自転車の安全利用のための十分な情報を提供するとともに、防犯登録の勧奨並びに自転車の点検及び修理業務の充実に努めなければならない。

問8 チェーンは、ギヤクランクを正方向に回転させ、容易にはずれないことを確認し、必要な場合は整備する。

問9 自転車は、道路の中央から左の部分に設けられた路側帯を通行することができるが、白の二本線で表示されている「歩行者用路側帯」を通行することはできない。

問10 普通自転車は、通常の乗車走行及び取扱操作において、身体に危害をおよぼすおそれのある突出部又は鋭いかど、とがり等の先鋭部があってはならないことになっているため、身体に触れ易い部分にあるねじは、ナット面よりそのねじの外径を超えて突出してはならない。

問11 TSマーク付帯保険の有効期間は、TSマークに記載されている点検日から1年間である。また、TSマークに点検日と自転車安全整備士の登録番号が記載されていない場合は無効となる。

問12 平成29年10月1日以降に、赤色TSマークが貼付されている自転車に搭乗中の人が、第三者に死亡又は重度後遺障害を負わせたことにより、法律上の損害賠償責任を負担した場合には、5,000万円を限度に保険金が支払われる。

その際、親権者や雇用主が賠償責任を負う場合は、親権者や雇用主に保険金が支払われる。

問13 駆動補助機付自転車の性能上、ペダルに踏力が加わっていないときは、原動機による補助力が作動しないことになっている。

問14 自転車安全整備技能検定に合格した者は、公益財団法人日本交通管理技術協会の合格者名簿に登載され、自転車安全整備士という称号が付与される。  
自転車安全整備士の資格は、5年毎に更新しなければならない。

問15 ブレーキレバーの点検整備の方法は、サドルとハンドルを運転者に適応した位置に調節した自転車に通常の乗車姿勢に乗車した運転者の肩より下方にする。

なお、ハンドルをはめ合わせ限界標識まで引き上げ、サドルを最低位置まで下げたとき、にぎりの最上部とサドル座面の中央部との高さの差は、40 cm（幼児用自転車は、30 cm）を超えてはならない。

ただし、車体部が折りたたみ又は分割できるものは、この限りでない。

問16 普通自転車を点検整備する場合、普通自転車の点検整備基準に示す部品構成表により目視で確認し、不足又は破損している場合は、構造及び性能の基準等に適合する部品を補充する。

問17 自転車乗車用ヘルメットとシートベルトの着用について、子供が自転車を運転するときや、幼児を幼児用座席に乗せて運転するときは、子供に自転車乗車用ヘルメットを着用させるだけでなく、シートベルトを備えている幼児座席ではシートベルトを着用するように指導する。また、子供に限らず、自転車に乗るときは、安全のため可能な限りヘルメットを着用するようにし、目立つよう反射器材をつけるよう指導する。

問18 自転車安全整備店としての登録の効力が失われるのは、次に掲げる4項目のいずれかに該当する場合に限られる。

- (1) 自転車安全整備士がいなくなったとき。
- (2) 正当な理由がないのに1年以上点検整備済TSマークの取扱いをしなかったとき。
- (3) 自転車の点検及び整備並びに自転車の安全利用の指導に関する業務を廃止したとき。
- (4) 登録の有効期間の更新を受けないで有効期間を経過したとき。

問19 安全付属部品の性能等のうち、反射器材の色及び性能については、自転車に備え付けられた場合において、夜間後方50mの距離から、その反射光を容易に確認できるもので、反射光の色は、赤色とされている。

問20 点検整備に使用する工具のうち、ニップル回しは、スポークニップルの締め付け、緩め用に使用する工具である。

問21 自転車は、信号機のある交差点を右折する場合、対面する信号が赤で、右折用の青の矢印が表示されていても、右折することはできない。

問22 普通自転車の車体の大きさは、スタンドをたてた状態において、長さ190cm、幅60cmを超えてはならない。

問23 駆動補助機付自転車を発進、加速、減速、惰行及び停止の各運転態様を組み合わせて走行させた場合、各運転態様のつながりが円滑であれば、時間応答性は問わない。

問24 自転車安全整備店の登録を受けるためには、基準に適合する事業所を有しているだけでよい。

問25 普通自転車の運転者が、13歳未満の子供、70歳以上のお年寄りの場合に限り、自転車歩道通行可の標識や表示のない歩道でも、普通自転車に乗車したまま通行することができる。

問26 自転車安全整備店の登録をした自転車店は、「自転車安全整備店章」を事業所の見やすい場所に掲出しなければならない。なお、「自転車安全整備店章」を亡失又は滅失したときは、公益財団法人日本交通管理技術協会に電話連絡するだけでよい。

問27 ハブ部の点検では、前ホークを片手で握り、他方の手でスポークを握り、回転面に直角に動かし、ガタの有無を確認する。次に、自転車を少し持ち上げ、バルブを一番下の位置から約30度上に上げ、手を離れたときに、車輪が振り子運動をするか確認する。

問28 自転車が、信号機や道路標識・標示、その他の交通状況によって、徐行したり、停止したりする場合には、静かに前輪のブレーキ（右ブレーキ）をかけてスピードを加減するようにする。みだりに急ブレーキをかけると、後から来る車に衝突されたり、スリップして転倒する危険があるから注意する。

問29 自転車タイヤには、〔26×1.95〕のように、小数点のついた数字が使われ、〔 〕内の前の数字は、タイヤの幅、後の数字は、タイヤの外径の寸法を表示している。

問30 自転車の防犯登録を受けることは、法律で定められていることから防犯登録がなされていない自転車には、TSマークを貼付することはできない。

問31 道路交通法上、駆動補助機付普通自転車は、道路標識により自転車が通行することができるかとされている歩道であっても、通行することはできない。

問32 自転車は、「一時停止」の標識のあるところであっても、自動車と異なり、左右の安全を確認すれば、一時停止をしないで通行することができる。

問33 駆動補助機付自転車の原動機は、客の要望に対応するため、市販部品と交換することにより、自走できるよう容易に改造できる構造であってもよい。

問34 安全付属部品の性能等のうち、前照灯の色及び性能については、自転車に備え付けられた場合において、前方15mにある交通上の障害物を容易に確認できるもので、白色でなければならない。

問35 自転車安全整備店に勤務する自転車安全整備士でない者が点検整備した自転車は、自転車安全整備士が安全な普通自転車であることを確認できなければ、TSマークを貼付することができない。

問36 警察官や交通巡視員が手信号や灯火により交通整理をしている場合、手信号や灯火による信号が信号機の表示と違っていても、警察官や交通巡視員の手信号や灯火による信号に従わなければならない。

問37 駆動補助機付自転車の人と電動機の補助比率は、10km/h以下の速度で自転車を走行させる場合は、1対2を超えてはならず、10km/h以上25km/h未満の速度で自転車を走行させる場合は、徐々に下がり、25km/h以上ではゼロとなる。

問38 TSマークは、レンタサイクル・シェアサイクル等不特定多数の人が利用する自転車や業務で使用する自転車には、貼付できない。

問39 自転車安全整備店登録申請書に記載した自転車安全整備士が変更になった場合は、速やかに自転車安全整備店登録事項変更届をしなくてはならない。

問40 駆動補助機付自転車と普通自転車の双方の型式認定を受けた駆動補助機付普通自転車には、型式認定番号が表示されているので、点検整備に際しては、型式認定番号を確認すること。

問41 普通自転車は、フレーム、サドルなどの車体・車輪部、チェーン、ブレーキ、タイヤなどの駆動・制動部、ハンドルなどの操縦部、尾灯、警音器などの安全付属部の部品又はこれらと同等の機能を有するものにより構成されている。

問42 道路交通法は、何人も酒気を帯び又は過労、病気、薬物の影響その他の理由により正常な運転ができない状態で車両を運転することを禁止しているが、自転車の場合、少量の酒であれば、酒気を帯びた状態であっても、運転は禁止されていない。

問43 普通自転車の制動性能を調べる場合、前車輪と後車輪が、それぞれ別系統で確実に制動できること、ブレーキレバーを反復して作動した場合において、ブレーキ各部及び各取付部に異状が生じないことを調べる必要がある。

問44 自転車は、原則として二人乗りは禁止されているが、16歳以上の運転者が幼児用座席に幼児一人を乗せて走るとは、「二人乗り」には該当しない。

問45 リヤリフレクタの有効反射部は、その光軸が普通自転車の進行方向に対し、ほぼ平行に取り付けられ、上下左右に15°以上の傾きがあってはならず、反射部全面が後方より容易に見えることが必要である。

問46 普通自転車が歩道を通行できるときでも、歩行者が優先である。歩行者の通行を妨げるおそれがある場合は、徐行しなければならない。

問47 スポークテンションメーターは、車輪を組み上げた後、リムのセンターが一致しているかをチェックするものである。



問48 自転車を運転中、出会い頭に歩行者と衝突したが、相手はかすり傷程度の軽いものであった。このような自転車事故の場合は、相手の怪我が軽く、相手も納得していることから、自動車とは違い警察署（警察官）への届出義務はない。

問49 普通自転車の車輪数は、二輪又は三輪であることとされているが、幼児用自転車の補助車輪も車輪数に含まれる。

問50 自転車で荷物を積むときは、視野を妨げるなど運転の支障となったり、片寄って自転車の安定が悪くならないよう、前カゴや荷台に固定するとともに、歩行者などの迷惑にならないように注意する。

平成30年度 B問題

問題は、問1から問50まであります。各問とも解答は、正しいものには、マークシートの「○」の箇所、誤っているものには、「×」の箇所を、HBの黒鉛筆または、シャープペンシルで塗りつぶすこと。

問1 駆動補助機付自転車の性能上、ペダルに踏力が加わっていないときは、原動機による補助力が作動しないことになっている。

問2 普通自転車が歩道を通行できるときでも、歩行者が優先である。歩行者の通行を妨げるおそれがある場合は、一時停止しなければならない。

問3 自転車安全整備店に自転車安全整備士が登録されていれば、自転車安全整備士が安全な普通自転車であることを確認しなくても、TSマークを貼付できる。

問4 普通自転車の車輪数は、二輪又は三輪であることとされているが、幼児用自転車の補助車輪は、車輪数に含まれない。

問5 自転車は、「一時停止」の標識があるところでは、一時停止をして、左右の安全を確認しなければならない。

問6 自転車安全整備店の登録をした自転車店は、「自転車安全整備店章」を事業所の見やすい場所に掲出しなければならない。なお、「自転車安全整備店章」を亡失又は滅失したときは、公益財団法人日本交通管理技術協会に電話連絡するだけでよい。

問7 普通自転車の制動性能を調べる場合、前車輪と後車輪が同一系統で確実に制動できること、ブレーキレバーを反復して作動した場合において、ブレーキ各部及び各取付部に異状が生じないことを調べる必要がある。

問8 平成29年10月1日以降に、赤色TSマークが貼付されている自転車に搭乗中の人が、第三者に死亡又は重度後遺障害を負わせたことにより、法律上の損害賠償責任を負担した場合には、1億円を限度に保険金が支払われる。  
その際、親権者や雇用主が賠償責任を負う場合は、親権者や雇用主に保険金が支払われる。

問9 自転車が、信号機や道路標識・標示、その他の交通状況によって、徐行したり、停止したりする場合には、静かに前輪のブレーキ（右ブレーキ）をかけてスピードを加減するようにする。みだりに急ブレーキをかけると、後から来る車に衝突されたり、スリップして転倒する危険があるから注意する。

問10 普通自転車の車体の大きさは、スタンドをたてた状態において、長さ190cm、幅60cmを超えてはならない。

問11 自転車安全整備店登録申請書に記載した自転車安全整備士が変更になった場合は、速やかに自転車安全整備店登録事項変更届をしなくてはならない。

問12 部品の取付け点検・整備方法として、各部のねじ部の緩みについては、自転車の前車輪を約20cm持ち上げ、落下したときの金属音により、各ねじ部の緩みを丁寧に点検し、ねじの緩んだ箇所の増し締めを行い、整備する。

問13 自転車は、対面する信号機に従わなければならないが、信号機のある交差点を右折する場合、対面する信号が赤や黄色であっても、右折用の青の矢印が表示されていれば、自動車と同じ方法で右折することができる。

問14 自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たっては、当該自転車の取扱方法、定期的な点検の必要性等自転車の安全利用のための十分な情報を提供するとともに、防犯登録の勧奨並びに自転車の点検及び修理業務の充実に努めなければならない。

問15 普通自転車は、サドル、タイヤなどの車体・車輪部、ギヤクランク、チェーンなどの駆動・制動部、ハンドル、ブレーキなどの操縦部、尾灯、警音器などの安全付属部の部品又はこれらと同等の機能を有するものにより構成されている。

問16 普通自転車の運転者が、13歳未満の子供、70歳以上のお年寄り、体の不自由な人の場合、自転車歩道通行可の標識や表示のない歩道でも、普通自転車に乗車したまま通行することができる。

問17 自転車安全整備店は、点検整備済みTSマークを取り扱うことができる自転車店として、公益財団法人日本交通管理技術協会の登録を受けた自転車店で、登録を受けた日から2年を経過するごとに登録を更新しなければならない。

問18 自転車の車輪を点検する場合、通常の走行又はブレーキ操作に支障のある振れがないことを確認し、必要な場合はスポーク等を調節することが必要であり、スポークの張力の緩いものは締め付け、張力の著しいバラツキがないように調節する。

問19 自転車は、原則として二人乗りは禁止されているが、16歳以上の運転者が幼児用座席に幼児一人を乗せて走ることは、「二人乗り」には該当しない。

問20 普通自転車は、通常の乗車走行及び取扱操作において、身体に危害をおよぼすおそれのある突出部又は鋭いかど、とがり等の先鋭部があってはならないことになっているため、身体に触れ易い部分にあるねじは、ナット面よりそのねじの外径を超えて突出してはならない。

問21 TSマーク付帯保険の有効期間は、TSマークに記載されている点検日から1年間である。また、TSマークに点検日と自転車安全整備士の登録番号が記載されていない場合は無効となる。

問22 道路交通法は、何人も酒気を帯び又は過労、病気、薬物の影響その他の理由により正常な運転ができない状態で車両を運転することを禁止しているが、自転車の場合、少量の酒であれば、酒気を帯びた状態であっても、運転は禁止されていない。

問23 ハブ部の点検では、前ホークを片手で握り、他方の手でスポークを握り、回転面に直角に動かし、ガタの有無を確認する。次に、自転車を少し持ち上げ、バルブを一番下の位置から約40度上に上げ、手を離れたときに、車輪が動かないことを確認する。

問24 TSマーク付帯保険の支払い対象となる事故は、道路上で起きた交通事故だけに限られ、スーパーの駐車場や通常自転車が通行することができる公園は含まれない。

問25 普通自転車の車体の構造を確認する場合、サドル数が2以上ないこと、側車を付していないことを目視で確認するとともに、サドル座面の長さが45cm以下であることを確認する。

問26 自転車安全整備店としての登録の効力が失われるのは、次に掲げる3項目のいずれかに該当する場合に限られる。

- (1) 自転車安全整備士がいなくなったとき。
- (2) 自転車の点検及び整備並びに自転車の安全利用の指導に関する業務を廃止したとき。
- (3) 登録の有効期間の更新を受けないで有効期間を経過したとき。

問27 警察官や交通巡視員が手信号や灯火により交通整理をしている場合、手信号や灯火による信号が信号機の表示と違っていたときは、信号機の表示を優先して通行する。

問28 駆動補助機付自転車の原動機は、客の要望に対応するため、市販部品と交換することにより、容易に修理・改造できる構造でなければならない。

問29 自転車安全整備技能検定に合格した者は、公益財団法人日本交通管理技術協会の合格者名簿に登載され、自転車安全整備士という称号が付与される。自転車安全整備士の資格は、5年毎に更新しなければならない。

問30 駆動補助機付自転車と普通自転車の双方の型式認定を受けた駆動補助機付普通自転車には、型式認定番号が表示されているので、点検整備に際しては、型式認定番号を確認すること。

問31 自転車のリヤリフレクタの取付位置は、その頂点が後車輪のハブ軸より上にあり、サドル座面中央部より5 cm以上下方の位置又は乗員の衣服、積載物等で隠されるおそれのない位置に取り付けられていなければならない。

問32 自転車は、道路の中央から左の部分に設けられた路側帯を通行することができるが、白の二本線で表示されている「歩行者用路側帯」を通行することはできない。

問33 TSマークは、レンタサイクル・シェアサイクル等不特定多数の人が利用する自転車や業務で使用する自転車には、貼付できない。

問34 自転車タイヤには、〔26×1.95〕のように、小数点のついた数字が使われ、〔 〕内の前の数字は、タイヤの幅、後の数字は、タイヤの外径の寸法を表示している。

問35 道路交通法上、駆動補助機付普通自転車は、道路標識により自転車が通行することができるかとされている歩道であっても、通行することはできない。

問36 安全付属部品の性能等のうち、反射器材の色及び性能については、自転車に備え付けられた場合において、夜間後方100mの距離から、その反射光を容易に確認できるもので、反射光の色は、橙色又は赤色とされている。

問37 自転車安全整備店の登録を受けるには、自転車の点検及び整備を行うための作業場が5平方メートル以上確保されていなければならない。

問38 駆動補助機付自転車の人と電動機の補助比率は、10km/h以下の速度で自転車を走行させる場合は、1対2を超えてはならず、10km/h以上24km/h未満の速度で自転車を走行させる場合は、徐々に下がり、24km/h以上ではゼロとなる。

問39 自転車乗車用ヘルメットとシートベルトの着用について、子供が自転車を運転するときや、幼児を幼児用座席に乗せて運転するときには、子供に自転車乗車用ヘルメットを着用させるだけでなく、シートベルトを備えている幼児座席ではシートベルトを着用するように指導する。また、子供に限らず、自転車に乗るときは、安全のため可能な限りヘルメットを着用するようにし、目立つよう反射器材をつけるよう指導する。

問40 ブレーキレバーの点検整備の方法は、サドルとハンドルを運転者に適応した位置に調節した自転車に通常の乗車姿勢に乗車した運転者の肩より下方にする。

なお、ハンドルをはめ合わせ限界標識まで引き上げ、サドルを最低位置まで下げたとき、にぎりの最上部とサドル座面の中央部との高さの差は、40 cm（幼児用自転車は、30 cm）を超えてはならない。

ただし、車体部が折りたたみ又は分割できるものは、この限りでない。

問41 自転車は、道路を横断しようとするとき、近くに自転車横断帯がなく、横断歩道がある場合は、必ず自転車から降りて横断歩道をわたらなければならない。

問42 駆動補助機付自転車を発進、加速、減速、惰行及び停止の各運転態様を組み合わせて走行させた場合、時間応答性が速やかであれば、各運転態様のつながりの円滑性は問わない。

問43 夜間自転車のライト（前照灯）を点灯して走行するのは、前方の安全を確認するためのものであるから、街灯がある場合は、ライトを点灯して走行しなくてもよい。

問44 点検整備に使用する工具のうち、ニップル回しは、スポークニップルの締め付け、緩め用に使用する工具である。



問45 自転車は、他の自転車と並進してはならないが、道路標識等により並進することができるのとされている場合、並進して走行してもよい。

問46 自転車安全整備店の登録を受けるためには、自転車安全整備士が勤務しているだけでよい。

問47 リヤリフレクタの有効反射部は、その光軸が普通自転車の進行方向に対し、ほぼ平行に取り付けられ、上下左右に10°以上の傾きがあってはならず、反射部全面が後方より容易に見えることが必要である。

問48 ワイヤークッタ、ニッパ、スポークカッタは、自転車の点検整備に使用する工具であるが、この中でブレーキワイヤを切断するに際し、最も適している工具は、ニッパである。

問49 自転車を運転中、出会い頭に歩行者と衝突したが、相手はかすり傷程度の軽いものであった。このような相手の怪我が軽い自転車事故の場合でも、警察署（警察官）への届出義務はある。

問50 安全付属部品の性能等のうち、前照灯の色及び性能については、自転車に備え付けられた場合において、前方15mにある交通上の障害物を容易に確認できるもので、白色でなければならない。

平成30年度 C問題

問題は、問1から問50まであります。各問とも解答は、正しいものには、マークシートの「○」の箇所、誤っているものには、「×」の箇所を、HBの黒鉛筆または、シャープペンシルで塗りつぶすこと。

- 問1 夜間自転車のライト（前照灯）を点灯して走行するのは、前方の安全を確認するためのものであるから、街灯がある場合は、ライトを点灯して走行しなくてもよい。
- 問2 駆動補助機付自転車を発進、加速、減速、惰行及び停止の各運転態様を組み合わせて走行させた場合、各運転態様のつながりは円滑で、時間応答性も速やかでなくてはならない。
- 問3 自転車安全整備店は、公益財団法人日本交通管理技術協会に登録された自転車店としてTSマークを取り扱うことができる店である。
- 問4 ブレーキレバーの点検整備の方法は、サドルとハンドルを運転者に適応した位置に調節した自転車に通常の乗車姿勢に乗車した運転者の肩より下方にする。  
なお、ハンドルをはめ合わせ限界標識まで引き上げ、サドルを最低位置まで下げたとき、にぎりの最上部とサドル座面の中央部との高さの差は、40cm（幼児用自転車は、30cm）を超えてはならない。  
ただし、車体部が折りたたみ又は分割できるものは、この限りでない。
- 問5 普通自転車が歩道を通行できるときでも、歩行者が優先である。歩行者の通行を妨げるおそれがある場合は、一時停止しなければならない。
- 問6 ハブ部の点検では、前ホークを片手で握り、他方の手でスポークを握り、回転面に直角に動かし、ガタの有無を確認する。次に、自転車を少し持ち上げ、バルブを一番下の位置から約30度上に上げ、手を離れたときに、車輪が動かないことを確認する。

問7 自転車安全整備店は、点検整備済みTSマークを取り扱うことができる自転車店として、公益財団法人日本交通管理技術協会の登録を受けた自転車店で、登録を受けた日から5年を経過するごとに登録を更新しなければならない。

問8 普通自転車の制動性能を調べる場合、前車輪と後車輪が、それぞれ別系統で確実に制動できること、ブレーキレバーを1回作動させた場合において、ブレーキ各部及び各取付部に異状が生じないことを調べる必要がある。

問9 道路交通法は、何人も酒気を帯び又は過労、病気、薬物の影響その他の理由により正常な運転ができない状態で車両を運転することを禁止しているが、自転車の場合、少量の酒であれば、酒気を帯びた状態であっても、運転は禁止されていない。

問10 後車輪用のブレーキの制動性能の確認は、両手でハンドルレバーの左右のにぎりを握って、後ブレーキレバーをひとさし指と中指（幼児用自転車にあってはひとさし指のみ）で力いっぱい締めて作動させ、前方の水平な位置に置いたペダル上に体重（幼児用自転車にあっては片足の踏力）をかけたとき、後車輪が回らないことを確認する。

もし回るようであれば、制動トルクが不足しているので調整する。

問11 自転車安全整備店の登録をした自転車店は、「自転車安全整備店章」を事業所の見やすい場所に掲出しなければならない。なお、「自転車安全整備店章」を亡失又は滅失したときは、公益財団法人日本交通管理技術協会に電話連絡するだけでよい。

問12 駆動補助機付自転車の原動機は、市販部品と交換することにより、容易に改造できる構造であってはならない。

問13 道路交通法上、駆動補助機付普通自転車は、道路標識により自転車が通行することができるかとされている歩道であっても、通行することはできない。

問14 普通自転車は、通常の乗車走行及び取扱操作において、身体に危害をおよぼすおそれのある突出部又は鋭いかど、とがり等の先鋭部があってはならないことになっているため、身体に触れ易い部分にあるねじは、ナット面よりそのねじの外径を超えて突出してはならない。

問15 T Sマーク付帯保険の支払い対象となる事故は、道路上で起きた交通事故だけに限られず、スーパーの駐車場や通常自転車が通行することができる公園も含まれる。

問16 普通自転車の車輪数は、二輪又は三輪であることとされているが、幼児用自転車の補助車輪も車輪数に含まれる。

問17 駆動補助機付自転車は、対面する信号機に従わなければならないが、信号機のある交差点を右折する場合、対面する信号が赤や黄色であっても、右折用の青の矢印が表示されていれば、自動車と同じ方法で右折することができる。

問18 普通自転車の車体の大きさは、スタンドをたてた状態において、長さ190cm、幅60cmを超えてはならない。

問19 自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たっては、当該自転車の取扱方法、定期的な点検の必要性等自転車の安全利用のための十分な情報を提供するとともに、防犯登録の勧奨並びに自転車の点検及び修理業務の充実に努めなければならない。

問20 自転車は、道路を横断しようとするとき、近くに自転車横断帯がなく、横断歩道がある場合は、自転車に乗って横断歩道をわたることができる。ただし、歩行者の通行を妨げるおそれがある場合は、自転車から降りてわたらなければならない。

問21 駆動補助機付自転車の人と電動機の補助比率は、10km/h以下の速度で自転車を走行させる場合は、1対2を超えてはならず、10km/h以上25km/h未満の速度で自転車を走行させる場合は、徐々に下がり、25km/h以上ではゼロとなる。

問22 自転車安全整備店登録申請書に記載した自転車安全整備士が変更になった場合は、次の登録更新時に自転車安全整備店登録事項変更届をすればよい。

問23 点検整備に使用する工具のうち、ニップル回しは、スポークニップルの締め付け、緩め用に使用する工具である。

問24 リヤリフレクタの有効反射部は、その光軸が普通自転車の進行方向に対し、ほぼ平行に取り付けられ、上下左右に5°以上の傾きがあってはならず、反射部全面が後方より容易に見えることが必要である。

問25 自転車乗車用ヘルメットとシートベルトの着用について、子供が自転車を運転するときや、幼児を幼児用座席に乗せて運転するときは、子供に自転車乗車用ヘルメットを着用させるだけでなく、シートベルトを備えている幼児座席ではシートベルトを着用するように指導する。また、子供に限らず、自転車に乗るときは、安全のため可能な限りヘルメットを着用するようにし、目立つよう反射器材をつけるよう指導する。

問26 TSマークは、レンタサイクル・シェアサイクル等不特定多数の人が利用する自転車や業務で使用する自転車には、貼付できない。

問27 普通自転車は、サドル、タイヤなどの車体・車輪部、チェーン、ブレーキなどの駆動・制動部、ハンドルなどの操縦部、尾灯、警音器などの安全付属部の部品又はこれらと同等の機能を有するものにより構成されている。

問28 警察官や交通巡視員が手信号や灯火により交通整理をしている場合、手信号や灯火による信号が信号機の表示と違っていたときは、信号機の表示を優先して通行する。

問29 普通自転車の車体の構造を確認する場合、サドル数が2以上ないこと、側車を付していないことを目視で確認するとともに、サドル座面の長さが35cm以下であることを確認する。

問30 自転車安全整備店に自転車安全整備士が登録されていれば、自転車安全整備士が安全な普通自転車であることを確認しなくても、TSマークを貼付できる。

問31 駆動補助機付自転車の性能上、ペダルに踏力が加わっていないときでも、原動機による補助力が作動することになっている。

問32 TSマーク付帯保険の有効期間は、TSマークに記載されている点検日から1年間である。また、TSマークに点検日と自転車安全整備士の登録番号が記載されていない場合は無効となる。

問33 自転車は、道路の中央から左の部分に設けられた路側帯を通行することができるが、交通状況の変化により、白の二本線で表示されている「歩行者用路側帯」も通行してもよい。

問34 部品の取付け点検・整備方法として、各部のねじ部の緩みについては、自転車の前車輪、後車輪のどちらかを約30cm持ち上げ、落下したときの金属音により、各ねじ部の緩みを丁寧に調べる。ねじは緩みやすいことから、緩んだ箇所は、強く締め、整備する。

問35 平成29年10月1日以降に、赤色TSマークが貼付されている自転車に搭乗中の人が、第三者に死亡又は重度後遺障害を負わせたことにより、法律上の損害賠償責任を負担した場合には、1億円を限度に保険金が支払われる。ただし、雇用主が賠償責任を負う場合には、保険金は支払われない。

問36 自転車が、信号機や道路標識・標示、その他の交通状況によって、徐行したり、停止したりする場合には、静かに前輪のブレーキ（右ブレーキ）をかけてスピードを加減するようにする。みだりに急ブレーキをかけると、後から来る車に衝突されたり、スリップして転倒する危険があるから注意する。

問37 安全付属部品の性能等のうち、前照灯の色及び性能については、自転車に備え付けられた場合において、前方15mにある交通上の障害物を容易に確認できるもので、白色でなければならない。

問38 自転車安全整備店の登録を受けるためには、基準に適合する事業所を有し、かつ、自転車安全整備士が勤務していることが必要である。

問39 自転車は、「一時停止」の標識のあるところであっても、自動車と異なり、左右の安全を確認すれば、一時停止をしないで通行することができる。

問40 駆動補助機付自転車と普通自転車の双方の型式認定を受けた駆動補助機付普通自転車には、型式認定番号が表示されているので、点検整備に際しては、型式認定番号を確認すること。

問41 自転車安全整備技能検定に合格した者は、公益財団法人日本交通管理技術協会の合格者名簿に登載され、自転車安全整備士という称号が付与される。  
自転車安全整備士の資格は、5年毎に更新しなければならない。

問42 自転車を運転中、出会い頭に歩行者と衝突したが、相手はかすり傷程度の軽いものであった。このような相手の怪我が軽い自転車事故の場合でも、警察署（警察官）への届出義務はある。

問43 安全付属部品の性能等のうち、反射器材の色及び性能については、自転車に備え付けられた場合において、夜間後方50mの距離から、その反射光を容易に確認できるもので、反射光の色は、赤色とされている。

問44 自転車安全整備店としての登録の効力が失われるのは、次に掲げる4項目のいずれかに該当する場合に限られる。

- (1) 自転車安全整備士がいなくなったとき。
- (2) 正当な理由がないのに1年以上点検整備済TSマークの取扱いをしなかったとき。
- (3) 自転車の点検及び整備並びに自転車の安全利用の指導に関する業務を廃止したとき。
- (4) 登録の有効期間の更新を受けないで有効期間を経過したとき。

問45 自転車タイヤには、[26×1.95]のように、小数点のついた数字が使われ、[ ]内の前の数字は、タイヤの外径の寸法、後の数字は、タイヤの幅を表示している。

問46 普通自転車の運転者が、13歳未満の子供、70歳以上のお年寄り、体の不自由な人の場合、自転車歩道通行可の標識や表示のない歩道でも、普通自転車に乗車したまま通行することができる。



問47 普通自転車の点検整備基準では、普通自転車の制動性能は、乾燥した平坦な舗装道路において、走行速度が10km/hのとき、制動操作を開始した場所から5m以内の距離で、円滑に停止させる性能を有することが必要である。

問48 自転車は、原則として二人乗りは禁止されているが、16歳以上の運転者が幼児用座席に幼児一人を乗せて走るとは、「二人乗り」には該当しない。

問49 ペダルの脱着の時に使用するペダルレンチは、右ペダル用と左ペダル用との区別は特にないため、いずれのペダルにも使用することができる。

問50 普通自転車は、自転車道の標識のあるところでは、道路工事などで通行できない場合を除き、自転車道を通行しなければならない。

平成30年度 学科試験問題解答

番号	A問題	B問題	C問題	番号	A問題	B問題	C問題
1	×	○	×	26	×	○	×
2	○	○	○	27	○	×	○
3	○	×	○	28	×	×	×
4	×	○	○	29	×	×	○
5	○	○	○	30	×	○	×
6	○	×	×	31	×	×	×
7	○	×	×	32	×	○	○
8	×	○	×	33	×	×	×
9	○	×	×	34	×	×	×
10	○	×	○	35	○	×	×
11	○	○	×	36	○	○	×
12	×	○	○	37	×	○	×
13	○	×	×	38	×	○	○
14	×	○	○	39	○	○	×
15	○	×	○	40	○	○	○
16	○	○	×	41	×	×	×
17	○	×	×	42	×	×	○
18	×	○	×	43	○	×	×
19	×	○	○	44	○	○	×
20	○	○	○	45	×	×	○
21	○	○	×	46	×	×	○
22	×	×	×	47	×	×	×
23	×	×	○	48	×	×	○
24	×	×	○	49	×	○	○
25	×	×	○	50	○	×	○